

# 令和5年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(3万円・7万円)のご案内

**DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中※<sup>1</sup>でも受給できる場合があります**

- DV等で住所地※<sup>2</sup>以外に避難中のため、基準日※<sup>3</sup>時点で狛江市に住民登録がない方でも、ご自身が給付金を受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件を満たせば、現在お住まいの狛江市から受給することができます。
- 給付金を受給するには**申出書と申請書の提出が必要**です(1月31日(水)必着)。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※3 「基準日」は、当初分(3万円)は令和5年6月1日、追加分(7万円)は令和5年12月1日。

## 支給対象となる方(狛江市の場合)

★ **世帯全員(避難中の方)**の令和5年度**住民税所得割が非課税**である

★ **DV等避難中であることを明らかにできる書類**があること

**DV等避難中であることを明らかにできる書類の例**(児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

## 手続き・必要書類等

コールセンターにご連絡の上、「**配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書**」と「**令和5年度住民税非課税世帯特別給付金申請書(請求書)**」をご提出ください。

お問い合わせ

「令和5年度住民税非課税世帯臨時特別給付金」コールセンター

 **0570-03-1578** FAX 03-3480-1133 (狛江市役所5階)

**Q 狛江市で受給するためには、  
どのような手続きが必要ですか？**

- A まずはコールセンターにご相談ください。  
「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「令和5年度住民税非課税世帯特別給付金申請書（請求書）」をお渡ししますので、必要書類を添付して、ご提出ください。  
添付書類として、本人確認書類の写し、振込口座の確認書類の写し、DV等避難中であることを明らかにできる書類が必要です。  
また、市が課税状況を確認できない方については、課税（非課税）証明書等が必要になります。

**Q 住民票がある世帯で、すでに配偶者が給付金を受給した  
ようです。私は給付金を受給できませんか？**

- A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件を満たしていれば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

**Q 配偶者からDVを受け、狛江市に避難しています。  
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

- A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身と他の避難者がいずれも住民税所得割非課税の場合には受給できます。

**Q 前住所地に通帳とキャッシュカードを置いて避難して  
きたので、振込口座を確認できる書類がありません。  
どうすればよいですか？**

- A 現金による給付が認められる場合があります。申請の際に、コールセンターにご相談ください。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(40110)にご連絡ください。